

表 国会本会議にて成立した12法案の概要

法律名	改正の概要	施行
大気環境保全体法	①水素ステーションの設置に関し、環境部長官が水素ステーションの配置計画を策定する根拠を明記 ②電気自動車(EV)の普及に関し、購入価格と低公害車の普及目標の対象企業を考慮し、電気自動車の補助金に対する差別化の根拠を明記 ③揮発性有機化合物(VOC)を大気中に放散した施設に対する操業停止の根拠を明記 ④VOCを扱う施設に対する設置許可および変更許可に必要な条件の根拠を明記	①、②: 公布後3カ月 ③、④: 公布後6カ月
大気管理圏域の大気環境改善に関する特別法	①大気保全に関し総量管理事業場の設置変更届出に対する認定制度を導入 ②特定用途のディーゼル車の使用制限対象に、運送プラットフォーム事業を追加し、同事業で使用される車両を追加	①: 公布後6カ月 ②: 2021年4月8日
環境紛争調停法	河川水位の変化によって発生する被害について環境紛争調停委員会の専門的な調停を通じて速やかに救済するため、「河川水位の変化による被害」を環境被害に追加	公布日
自然環境保全体法	①事業活動による自然環境の毀損を防止し、事業者が毀損した自然環境の復元・復旧の責務を明確化 ②自然環境保全基本計画を策定する際、自然環境・生態系サービスの現況、展望・維持・増進に関する事項を追加	①、②: 公布日
環境技術および環境産業支援法	①環境産業の範囲に「アップサイクル産業などの資源を循環させ、環境保全に寄与する製品を生産、またはサービスの提供を行う産業」を追加 ②グリーン金融の活性化への制度的な基盤として、グリーン分類体系の策定および標準評価体系の構築などの根拠を明記 ③環境関連の情報を作成・公開しなければならない企業の対象に「上場企業のうち、事業年度末の資産総額が一定規模以上の企業」を追加	①、③: 公布日 ②: 公布後6カ月
化学物質の登録および評価などに関する法律	①未登録化学物質の下位使用者、販売者に製造、輸入、使用、販売の中止などの措置命令を発出する根拠を明記 ②化学物質の輸出入に関する登録・届出等の確認のため、関係行政機関の長に化学物質の輸出入に関する資料の提供を要請する根拠を明記 ③廃棄物の輸出・輸入業者の資格要件拡大の根拠を規定 ④廃棄物の輸出入の際の検査費用(受益者負担)の根拠を規定	①、②: 公布後6カ月 ③: 2021年4月1日 ④: 公布日
廃棄物の越境移動およびその処理に関する法律	①環境汚染の可能性が高くない廃棄物に対しては、環境部長官が廃棄物の輸出入者の資格を別途告示し、追加できる根拠を規定 ②輸出入廃棄物の通関前の検査費用を収益者である廃棄物輸出業者が負担するように、負担根拠を規定 ③過料の上限額を100万ウォンから200万ウォンに上方調整	①: 2021年4月1日 ②: 公布日 ③: 公布後6カ月
廃棄物処理施設の設置促進および周辺地域の支援などに関する法律	焼却施設などの立地選定の際、隣接する自治体との協議を必要とする範囲を変更(2km→300m)し、住民がいない場合は例外適用を規定	公布後3カ月
家畜糞尿の管理および利用に関する法律	①家畜糞尿の排出施設に対する設置許可を申請する際、家畜糞尿処理および悪臭低減に関する資料の提出を義務化 ②処理施設の設計・施工の変更申告に対して認定する制度の導入	①: 公布後1年 ②: 公布後6カ月
水環境保全体法	①排出賦課金、課徴金などの滞納者に対して、「地方行政制裁・課徴金の徴収などに関する法律」に基づく徴収の執行を明記 ②市長、道知事および環境部長官が定めた排出許容基準より厳しい基準を定める際は、住民などの利害関係者の意見を収集する根拠を規定	①: 公布日 ②: 公布後6カ月
水管理技術の発展および水産業振興に関する法律	水産業と関連する革新技術の利用・普及を促進するためのモデル事業の範囲に、海外進出活性化のための技術開発を規定	公布後6カ月
韓国水資源公社法	韓国水資源公社の資本金の上限を変更(10兆ウォン→15兆ウォン)	公布日

(出所) 韓国環境部